

適正運行の徹底図る

大ト協海コン部会 役員会

【大阪】大ト協海コン部会（山口与嗣雄部会長）は13日、役員会を開催。平成30年度通常総会開催対策、全ト協海コン部会正副会長会議の概要などについて協議した。

通常総会開催対策では、全部会員に出欠案内を送付。出席・委任状出席と合わせ97の出席表明があったと報告。連絡のない部会員には、事務局から電話で確認を取るとした。過去に、部会員の中には、事実上営業所で業務を行っており、出欠案内が本社に届けられ、案内に気付かなかったという例もあることが背景にある。

また、全ト協海コン部会正副会長会議の報告では、現在、



全国的に問題視されている特殊車両通行許可制度の見直しの話し合いが行われたことを説明。社会資本整備審議会分科会基本政策部会第15回物流小委員会（平成29年12月14日）で、国交省は、国際海上コンテナ車（40フィート背高コンテナ）の走行が多く、

ナ）の走行が多く、構造的に支障のない区間を指定して、その区間の走行は特車許可手続きを不要とする方針を示していることなどを解説。背高コンテナは3軸車での輸送が基本であるが、一部では同コンテナを2軸で輸送していることか

ら、適正運行の徹底を図るため、不正運行させない対策も必要という意見が挙げられた。今後、全ト協海コン部会に対して検討を求めると

している。

また、阪神港海上コンテナ協会でも山口会長と正副会長、役員会社、事務局ならびに国会議員2人、国交省担当官2人での意見交換会が行われたことも報告。近畿圏内でも海コントラレーラでの高速道路、特に阪神高速での軸重違反に対して意見の交換が必要で、軸重の計測方法などに対しても意見が挙がった。今後、同意見への回答が行われることに期待したいと説明した。

（佐藤弘行）